

綾 部 市 公 報

番 号 第 6 7 7 号
発行日 平成 3 0 年 1 1 月 1 日
発行所 綾部市役所

目 次

○条 例

- 綾部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
(民生児童課)・・・1

○告 示

- 平成 3 0 年 9 月綾部市議会議定例会において議決を経た予算の要領の公表
(財政課)・・・3
- 市道路線の区域の変更告示
(建設課)・・・4
- 平成 3 0 年 9 月綾部市議会議定例会において認定された決算の要領の公表
(財政課)・・・5
- 平成 3 0 年 9 月末における財政に関する事項の公表について
(財政課)・・・6

○公 告

- 公示送達
(税務課)・・・39
- 十倉向頭首工復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・40
- 林道瀬尾谷線・笹尾線・真野線復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・50
- 上ミ台農地、八代ノ下水路 1・2 復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・60

- 清水ノ下農地・水路復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・70
- あやべ温泉改修工事(建築本体工事)条件付一般競争入札について
(監理課)・・・80
- 志賀郷町消防ポンプ格納庫(詰所付)新設工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・90
- あやべ温泉改修工事(電気設備工事)条件付一般競争入札について
(監理課)・・・100
- 公示送達
(市民・国保課)・・・110
- 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の縦覧について
(農業委員会)・・・111
- 公示送達
(税務課)・・・112
- 志賀共同畜舎解体工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・113
- 平成 3 1 年度飛び立て!中学生海外派遣業務に関する公募型プロポーザルの実施について
(学校教育課)・・・123
- 公有財産売却の一般競争入札について
(上水道課)・・・135
- 綾部市下水道排水設備指定業者の公表について
(下水道課)・・・148

○教育委員会告示

- ・平成30年第10回綾部市
教育委員会招集告示

・・・149

○選挙管理委員会告示

- ・平成30年8月19日付け
綾部市選挙管理委員会告示
第61号の一部訂正告示

・・・150

綾部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月17日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第28号

綾部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年綾部市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第6条中「保育所をいう」の次に「。以下同じ」を、「幼稚園をいう」の次に「。以下同じ」を、「認定こども園をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第2号中「保育をいう」の次に、「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合
第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
第16条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量

の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

附則第2条中「又は事業を行う者」の次に「(次項において「施設等」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則第3条中「第6条本文」を「第6条第1項本文」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市告示第 1 5 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、平成 3 0 年 9 月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成 3 0 年 1 0 月 1 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 平成 3 0 年度綾部市一般会計補正予算（第 2 号）
- 2 平成 3 0 年度綾部市一般会計補正予算（第 3 号）
- 3 平成 3 0 年度綾部市一般会計補正予算（第 4 号）
- 4 平成 3 0 年度綾部市農林業者労働災害共済特別会計補正予算（第 1 号）
- 5 平成 3 0 年度綾部市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 6 平成 3 0 年度綾部市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 7 平成 3 0 年度綾部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 8 平成 3 0 年度綾部市簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）
- 9 平成 3 0 年度綾部市地域排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

以下掲示済

綾部市告示第 1 5 6 号

市道路線の区域の変更に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

平成 3 0 年 1 0 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 平成 3 0 年 1 0 月 2 6 日から平成 3 0 年 1 1 月 9 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 4 変更する路線の区域

整理番号	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	変 更	敷地の幅員 (メートル)
0 7 2 1	長 田 線	岡町中沢 1 番 5 岡町中沢 3 7 番 6	27.06	前	最大 4.00 最小 2.52
				後	最大 6.00 最小 6.00

綾部市告示第 1 5 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 6 項の規定に基づき、平成 3 0 年 9 月綾部市議会定例会において認定された決算の要領を次のとおり公表する。

平成 3 0 年 1 0 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 平成 2 9 年度綾部市一般会計歳入歳出決算
- 2 平成 2 9 年度綾部市市立診療所等特別会計歳入歳出決算
- 3 平成 2 9 年度綾部市農林業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算
- 4 平成 2 9 年度綾部市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 5 平成 2 9 年度綾部市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 6 平成 2 9 年度綾部市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 7 平成 2 9 年度綾部市駐車場特別会計歳入歳出決算
- 8 平成 2 9 年度綾部市簡易水道特別会計歳入歳出決算
- 9 平成 2 9 年度綾部市下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 1 0 平成 2 9 年度綾部市地域排水事業特別会計歳入歳出決算
- 1 1 平成 2 9 年度綾部市住宅・工業団地事業特別会計歳入歳出決算
- 1 2 平成 2 9 年度綾部市上水道事業決算
- 1 3 平成 2 9 年度綾部市病院事業決算

以下掲示済

綾部市告示第158号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定に基づき、平成30年9月末における財政に関する事項を別紙のとおり公表する。

平成30年11月1日

綾部市長 山 崎 善 也

■平成30年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

一般会計

歳入合計	7,437,763,038 円
歳出合計	5,836,743,739 円
差引残高	1,601,019,299 円

歳 入

(単位:円)

科 目	予 算 額	収 入 額	未 収 入 額	比率(%)
市 税	4,486,262,000	2,864,349,886	1,621,912,114	63.8
地 方 譲 与 税	156,000,000	42,438,000	113,562,000	27.2
利 子 割 交 付 金	7,000,000	2,428,000	4,572,000	34.7
配 当 割 交 付 金	23,000,000	6,038,000	16,962,000	26.3
株式等譲渡所得割交付金	23,000,000	0	23,000,000	0.0
地方消費税交付金	602,000,000	341,124,000	260,876,000	56.7
自動車取得税交付金	63,000,000	21,539,000	41,461,000	34.2
地方特例交付金	19,000,000	18,880,000	120,000	99.4
地 方 交 付 税	4,360,000,000	2,872,133,000	1,487,867,000	65.9
交通安全対策特別交付金	5,000,000	2,114,000	2,886,000	42.3
分担金及び負担金	97,157,000	24,047,509	73,109,491	24.8
使用料及び手数料	396,431,000	205,144,359	191,286,641	51.7
国 庫 支 出 金	2,208,610,199	813,011,870	1,395,598,329	36.8
府 支 出 金	1,896,594,000	79,700,845	1,816,893,155	4.2
財 産 収 入	41,731,000	11,536,354	30,194,646	27.6
寄 附 金	5,000	21,766,627	△ 21,761,627	435,332.5
繰 入 金	1,704,350,000	0	1,704,350,000	0.0
繰 越 金	14,195,881	24,573,178	△ 10,377,297	173.1
諸 収 入	208,598,000	86,938,410	121,659,590	41.7
市 債	2,191,800,000	0	2,191,800,000	0.0
歳 入 合 計	18,503,734,080	7,437,763,038	11,065,971,042	40.2

歳 出

(単位:円)

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	比率(%)
議 会 費	178,374,000	99,380,500	78,993,500	55.7
総 務 費	2,376,417,000	1,001,941,306	1,374,475,694	42.2
民 生 費	5,634,848,000	1,838,153,122	3,796,694,878	32.6
衛 生 費	1,843,717,600	540,711,432	1,303,006,168	29.3
労 働 費	42,256,000	39,623,595	2,632,405	93.8
農 林 水 産 業 費	994,742,000	208,111,414	786,630,586	20.9
商 工 費	408,708,000	138,757,230	269,950,770	34.0
土 木 費	1,456,785,000	197,250,832	1,259,534,168	13.5
消 防 費	624,685,000	286,885,806	337,799,194	45.9
教 育 費	2,035,280,000	842,822,726	1,192,457,274	41.4
公 債 費	1,280,694,000	463,809,090	816,884,910	36.2
予 備 費	16,312,000	0	16,312,000	0.0
災 害 復 旧 費	1,610,915,480	179,296,686	1,431,618,794	11.1
歳 出 合 計	18,503,734,080	5,836,743,739	12,666,990,341	31.5

■平成30年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

農林業者労働災害共済特別会計

歳入合計	3,605,032 円
歳出合計	697,467 円
差引残高	2,907,565 円

歳 入 (単位:円)

科 目	予 算 額	収 入 額	未 収 入 額	比率(%)
共 済 会 費 収 入	2,475,000	2,319,000	156,000	93.7
財 産 収 入	2,000	196	1,804	9.8
繰 入 金	350,000	0	350,000	0.0
繰 越 金	1,000	1,285,836	△ 1,284,836	128,583.6
諸 収 入	1,000	0	1,000	0.0
歳 入 合 計	2,829,000	3,605,032	△ 776,032	127.4

歳 出 (単位:円)

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	比率(%)
事 業 費	2,729,000	697,467	2,031,533	25.6
予 備 費	100,000	0	100,000	0.0
歳 出 合 計	2,829,000	697,467	2,131,533	24.7

■平成30年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

国民健康保険特別会計

歳入合計	1,318,255,678 円
歳出合計	1,363,790,847 円
差引残高	△ 45,535,169 円

歳入

(単位:円)

科 目	予 算 額	収 入 額	未 収 入 額	比率(%)
国民健康保険料	601,769,000	220,619,380	381,149,620	36.7
使用料及び手数料	233,000	65,200	167,800	28.0
療養給付費等交付金	1,000	0	1,000	0.0
府 支 出 金	2,819,624,000	1,085,694,000	1,733,930,000	38.5
財 産 収 入	27,000	6,133	20,867	22.7
繰 入 金	302,033,000	0	302,033,000	0.0
繰 越 金	1,000	9,622,780	△ 9,621,780	962,278.0
諸 収 入	7,350,000	2,248,185	5,101,815	30.6
歳 入 合 計	3,731,038,000	1,318,255,678	2,412,782,322	35.3

歳出

(単位:円)

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	比率(%)
総 務 費	55,424,000	25,697,320	29,726,680	46.4
保 険 給 付 費	2,800,072,000	1,157,148,256	1,642,923,744	41.3
国民健康保険事業費納付金	807,871,000	161,595,037	646,275,963	20.0
保 健 事 業 費	60,340,000	18,633,611	41,706,389	30.9
基 金 積 立 金	27,000	6,133	20,867	22.7
公 債 費	103,000	0	103,000	0.0
諸 支 出 金	3,201,000	710,490	2,490,510	22.2
予 備 費	4,000,000	0	4,000,000	0.0
歳 出 合 計	3,731,038,000	1,363,790,847	2,367,247,153	36.6

■平成30年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

介護保険特別会計

歳入合計	1,983,580,673 円
歳出合計	1,867,898,180 円
差引残高	115,682,493 円

歳 入

(単位:円)

科 目	予 算 額	収 入 額	未 収 入 額	比率(%)
保 険 料	893,908,000	448,937,418	444,970,582	50.2
使 用 料 及 び 手 数 料	51,000	21,300	29,700	41.8
国 庫 支 出 金	1,195,017,000	622,980,000	572,037,000	52.1
支 払 基 金 交 付 金	1,184,567,000	512,371,000	672,196,000	43.3
府 支 出 金	656,390,000	253,404,000	402,986,000	38.6
財 産 収 入	638,000	97,673	540,327	15.3
繰 入 金	699,685,000	0	699,685,000	0.0
繰 越 金	1,000	144,717,891	△ 144,716,891	14,471,789.1
諸 収 入	633,000	1,051,391	△ 418,391	166.1
歳 入 合 計	4,630,890,000	1,983,580,673	2,647,309,327	42.8

歳 出

(単位:円)

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	比率(%)
総 務 費	95,305,000	38,824,355	56,480,645	40.7
保 険 給 付 費	4,264,842,000	1,745,468,100	2,519,373,900	40.9
地 域 支 援 事 業 費	248,089,000	82,875,509	165,213,491	33.4
基 金 積 立 金	638,000	97,673	540,327	15.3
公 債 費	165,000	273	164,727	0.2
諸 支 出 金	1,851,000	632,270	1,218,730	34.2
予 備 費	20,000,000	0	20,000,000	0.0
歳 出 合 計	4,630,890,000	1,867,898,180	2,762,991,820	40.3

■平成30年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

後期高齢者医療特別会計

歳入合計	168,202,022 円
歳出合計	206,312,895 円
差引残高	△ 38,110,873 円

歳 入 (単位:円)

科 目	予 算 額	収 入 額	未 収 入 額	比率(%)
後期高齢者医療保険料	380,716,000	158,364,066	222,351,934	41.6
使用料及び手数料	37,000	13,100	23,900	35.4
繰 入 金	164,592,000	0	164,592,000	0.0
繰 越 金	1,000	9,769,644	△ 9,768,644	976,964.4
諸 収 入	1,353,000	55,212	1,297,788	4.1
歳 入 合 計	546,699,000	168,202,022	378,496,978	30.8

歳 出 (単位:円)

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	比率(%)
総 務 費	3,128,000	1,100,396	2,027,604	35.2
後期高齢者医療広域連合納付金	537,321,000	204,891,682	332,429,318	38.1
諸 支 出 金	1,250,000	320,817	929,183	25.7
予 備 費	5,000,000	0	5,000,000	0.0
歳 出 合 計	546,699,000	206,312,895	340,386,105	37.7

■平成30年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

駐車場特別会計

歳入合計	8,585,706 円
歳出合計	2,537,261 円
差引残高	6,048,445 円

歳 入 (単位:円)

科 目	予 算 額	収 入 額	未 収 入 額	比率(%)
使用料及び手数料	23,653,000	8,584,650	15,068,350	36.3
財産収入	3,000	1,056	1,944	35.2
繰入金	7,200,000	0	7,200,000	0.0
歳入合計	30,856,000	8,585,706	22,270,294	27.8

歳 出 (単位:円)

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	比率(%)
運営管理費	13,556,000	2,537,261	11,018,739	18.7
事業費	17,200,000	0	17,200,000	0.0
予備費	100,000	0	100,000	0.0
歳出合計	30,856,000	2,537,261	28,318,739	8.2

■平成30年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

簡易水道特別会計

歳入合計	34,065,524 円
歳出合計	107,027,235 円
差引残高	△ 72,961,711 円

歳入

(単位:円)

科 目	予 算 額	収 入 額	未 収 入 額	比率(%)
分担金及び負担金	3,372,000	77,760	3,294,240	2.3
使用料及び手数料	101,708,000	33,987,764	67,720,236	33.4
国庫支出金	24,932,000	0	24,932,000	0.0
府支出金	38,991,000	0	38,991,000	0.0
財産収入	118,000	0	118,000	0.0
繰入金	183,095,000	0	183,095,000	0.0
諸収入	5,296,000	0	5,296,000	0.0
市債	94,400,000	0	94,400,000	0.0
歳入合計	451,912,000	34,065,524	417,846,476	7.5

歳出

(単位:円)

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	比率(%)
総務費	58,151,000	7,416,618	50,734,382	12.8
給水費	192,917,000	24,553,466	168,363,534	12.7
公債費	150,344,000	74,854,111	75,489,889	49.8
予備費	500,000	0	500,000	0.0
災害復旧費	50,000,000	203,040	49,796,960	0.4
歳出合計	451,912,000	107,027,235	344,884,765	23.7

■平成30年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

下水道事業特別会計

歳入合計	203,601,464 円
歳出合計	873,552,419 円
差引残高	△ 669,950,955 円

歳 入 (単位:円)

科 目	予 算 額	収 入 額	未 収 入 額	比率(%)
分担金及び負担金	67,932,000	53,575,215	14,356,785	78.9
使用料及び手数料	286,431,000	120,103,728	166,327,272	41.9
国庫支出金	269,794,000	0	269,794,000	0.0
府支出金	450,000	0	450,000	0.0
財産収入	162,000	57,184	104,816	35.3
繰入金	646,470,000	0	646,470,000	0.0
諸収入	93,881,800	480,782	93,401,018	0.5
市債	1,220,800,000	0	1,220,800,000	0.0
繰越金	29,384,555	29,384,555	0	100.0
歳入合計	2,615,305,355	203,601,464	2,411,703,891	7.8

歳 出 (単位:円)

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	比率(%)
総務費	102,238,000	6,539,008	95,698,992	6.4
事業費	1,784,736,355	574,772,046	1,209,964,309	32.2
公債費	726,331,000	292,241,365	434,089,635	40.2
予備費	2,000,000	0	2,000,000	0.0
歳出合計	2,615,305,355	873,552,419	1,741,752,936	33.4

■平成30年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

地域排水事業特別会計

歳入合計	67,603,280 円
歳出合計	242,434,431 円
差引残高	△ 174,831,151 円

歳 入 (単位:円)

科 目	予 算 額	収 入 額	未 収 入 額	比率(%)
分担金及び負担金	20,000,000	8,603,664	11,396,336	43.0
使用料及び手数料	144,698,000	50,337,932	94,360,068	34.8
国庫支出金	8,631,000	0	8,631,000	0.0
府支出金	12,436,000	8,460,000	3,976,000	68.0
財産収入	299,000	136,634	162,366	45.7
繰入金	440,492,000	0	440,492,000	0.0
諸収入	4,000	65,050	△ 61,050	1,626.3
市債	126,000,000	0	126,000,000	0.0
歳入合計	752,560,000	67,603,280	684,956,720	9.0

歳 出 (単位:円)

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	比率(%)
事業費	425,224,000	107,234,542	317,989,458	25.2
公債費	308,636,000	132,486,929	176,149,071	42.9
予備費	1,000,000	0	1,000,000	0.0
災害復旧費	17,700,000	2,712,960	14,987,040	15.3
歳出合計	752,560,000	242,434,431	510,125,569	32.2

■平成30年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

住宅・工業団地事業特別会計

歳入合計	45,490,100 円
歳出合計	16,446,633 円
差引残高	29,043,467 円

歳 入 (単位:円)

科 目	予 算 額	収 入 額	未 収 入 額	比率(%)
財 産 収 入	57,669,000	45,490,100	12,178,900	78.9
繰 入 金	18,092,000	0	18,092,000	0.0
諸 収 入	241,000	0	241,000	0.0
歳 入 合 計	76,002,000	45,490,100	30,511,900	59.9

歳 出 (単位:円)

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	比率(%)
総 務 費	39,337,000	204,661	39,132,339	0.5
販 売 促 進 費	18,073,000	7,161,521	10,911,479	39.6
公 債 費	18,092,000	9,080,451	9,011,549	50.2
予 備 費	500,000	0	500,000	0.0
歳 出 合 計	76,002,000	16,446,633	59,555,367	21.6

平成30年度
財産に関する調書

(平成30年9月30日現在)

綾 部 市

財 産 に 関 す る 調 査 書

1 公 有 財 産
(1) 土 地 及 び 建 物

総 括

区 分	土 地 (地 積)			建 造 (延面積)			非 木 造 (延面積)			物 面 積		
	前年度末現在	増減	中期平成30年9月30日現在	前年度末現在	増減	中期平成30年9月30日現在	前年度末現在	増減	中期平成30年9月30日現在	前年度末現在	増減	中期平成30年9月30日現在
	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
本 庁 舎	8,916.17	0.00	8,916.17	109.90	0.00	109.90	7,848.75	0.00	7,848.75	7,958.65	0.00	7,958.65
警察(消防)施設	24,148.15	0.00	24,148.15	869.31	0.00	869.31	3,749.09	0.00	3,749.09	4,618.40	0.00	4,618.40
その他の施設	180,362.45	0.00	180,362.45	116.80	0.00	116.80	9,557.34	0.00	9,557.34	9,674.14	0.00	9,674.14
学 校	246,981.49	0.00	246,981.49	4,781.46	△ 113.21	4,668.25	59,986.03	△ 18.00	59,968.03	64,767.49	△ 131.21	64,636.28
公 営 住 宅	54,877.61	0.00	54,877.61	10,466.01	△ 137.17	10,328.84	5,359.39	0.00	5,359.39	15,825.40	△ 137.17	15,688.23
公 園	320,975.23	0.00	320,975.23	515.00	0.00	515.00	7,350.52	0.00	7,350.52	7,865.52	0.00	7,865.52
その他の施設	1,972,110.19	△ 5,972.22	1,966,137.97	23,498.38	0.00	23,498.38	57,457.48	0.00	57,457.48	80,955.86	0.00	80,955.86
山 林	1,040,905.52	△ 1,821.00	1,039,084.52	-	-	-	-	-	-	-	-	-
田	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-
畑	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区 分	土 地 (地 積)			建 造 (延面積)			非 木 造 (延面積)			延 面 積		
	前年度末現在高	増減	平成30年9月30日現在高	前年度末現在高	増減	平成30年9月30日現在高	前年度末現在高	増減	平成30年9月30日現在高	前年度末現在高	増減	平成30年9月30日現在高
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
原 野	3,869.91	△ 152.00	3,717.91	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雑 種 地	9,394.67	149.80	9,544.47	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宅 地	13,586.58	1,912.08	15,498.66	-	-	-	-	-	-	-	-	-
池	95,711.00	△ 6,030.00	89,681.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-
墓 地	14,737.61	0.00	14,737.61	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	42,485.49	4,386.50	46,871.99	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 物	-	-	-	2,574.63	25.11	2,599.74	1,968.13	18.00	1,986.13	4,542.76	43.11	4,585.87
合 計	4,029,062.07	△ 7,526.84	4,021,535.23	42,931.49	△ 225.27	42,706.22	153,276.73	0.00	153,276.73	196,208.22	△ 225.27	195,982.95

行政財産積算表

区分	土地(地積)				建物				物						
	前年度末現在高		中間増減		前年度末現在高		中間増減		前年度末現在高		中間増減				
	坪	㎡	坪	㎡	坪	㎡	坪	㎡	坪	㎡	坪	㎡			
本庁舎	8,916.17	0.00	8,916.17	0.00	109.90	0.00	109.90	0.00	7,848.75	0.00	7,848.75	0.00	7,958.65	0.00	7,958.65
	24,148.15	0.00	24,148.15	0.00	869.31	0.00	869.31	0.00	3,749.09	0.00	3,749.09	0.00	4,618.40	0.00	4,618.40
警察(消防)施設	180,362.45	0.00	180,362.45	0.00	116.80	0.00	116.80	0.00	9,557.34	0.00	9,557.34	0.00	9,674.14	0.00	9,674.14
	246,981.49	0.00	246,981.49	0.00	4,781.46	△ 113.21	4,668.25	△ 18.00	59,986.03	△ 18.00	59,968.03	△ 131.21	64,767.49	△ 131.21	64,636.28
学校	54,877.61	0.00	54,877.61	0.00	10,466.01	△ 137.17	10,328.84	0.00	5,359.39	0.00	5,359.39	0.00	15,825.40	△ 137.17	15,688.23
	320,975.23	0.00	320,975.23	0.00	515.00	0.00	515.00	0.00	7,350.52	0.00	7,350.52	0.00	7,865.52	0.00	7,865.52
公営住宅	1,972,110.19	△ 5,972.22	1,966,137.97	△ 5,972.22	23,498.38	0.00	23,498.38	0.00	57,457.48	0.00	57,457.48	0.00	80,955.86	0.00	80,955.86
	2,808,371.29	△ 5,972.22	2,802,399.07	△ 5,972.22	40,356.86	△ 250.38	40,106.48	△ 18.00	151,308.60	△ 18.00	151,290.60	△ 268.38	191,665.46	△ 268.38	191,397.08
合計															

普 通 財 産

区 分	土 地 (地 積)				建 造 (延面積)				非 木 造 (延面積)				物 面 積			
	前年度末現在高	増減	中間高	平成30年9月30日現在高	前年度末現在高	増減	中間高	平成30年9月30日現在高	前年度末現在高	増減	中間高	平成30年9月30日現在高	前年度末現在高	増減	中間高	平成30年9月30日現在高
	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
山 林	1,040,905.52	△ 1,821.00	1,039,084.52	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
田	0.00	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
畑	0.00	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
原 野	3,869.91	△ 152.00	3,717.91	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雑 種 地	9,394.67	149.80	9,544.47	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宅 地	13,586.58	1,912.08	15,498.66	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
池	95,711.00	△ 6,030.00	89,681.00	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
臺 地	14,737.61	0.00	14,737.61	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	42,485.49	4,386.50	46,871.99	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 物	-	-	-	-	2,574.63	25.11	2,599.74	1,968.13	18.00	1,986.13	4,542.76	43.11	4,585.87			
合 計	1,220,690.78	△ 1,554.62	1,219,136.16	0.00	2,574.63	25.11	2,599.74	1,968.13	18.00	1,986.13	4,542.76	43.11	4,585.87			

(2) 山 林

土地の権利の区分	面 積			立 木 の 推 定 蓄 積 量		
	前年度末現在高 ㎡	期間中増減高 ㎡	平成30年9月30日 現在高 ㎡	前年度末現在高 ㎡	期間中増減高 ㎡	平成30年9月30日 現在高 ㎡
所 有	1,040,905.52	△ 1,821.00	1,039,084.52	13,334.06	200.01	13,534.07
分 収	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他の権原によるもの	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合 計	1,040,905.52	△ 1,821.00	1,039,084.52	13,334.06	200.01	13,534.07

(3) 動 産 該 当 な し

(4) 物 権

区 温	分 類	該 当 な し		
		前 年 度 末 現 在 高 ㎡	期 間 中 増 減 高 ㎡	平 成 30 年 9 月 30 日 現 在 高 ㎡
泉	権	3.30	0.00	3.30

(5) 無 体 財 産 権

区 特 著	分 類	該 当 な し		
		前 年 度 末 現 在 高 件	期 間 中 増 減 高 件	平 成 30 年 9 月 30 日 現 在 高 件
許 作	権	0	0	0
	権	4	0	4

(6) 有 価 証 券 該 当 な し

(7) 出資による権利

区	分	前年度末現在高 千円	期 間 中 増 減 高 千円	平成30年9月30日現在高 千円
(株)エフエムあやべ出資金		25,000	0	25,000
地方公共団体金融機構出資金		3,800	0	3,800
北近畿タンゴ鉄道(株)出資金		10,250	0	10,250
(公財)京都市暴力追放運動推進センター出捐金		2,432	0	2,432
(福)綾部市社会福祉協議会出資金(ボランティア基金)		25,000	0	25,000
(公財)綾部市医療公社出捐金		100,000	0	100,000
(株)水夢出資金		50,000	0	50,000
(公社)京都市農業総合支援センター出資金		240	0	240
京都市農業信用基金協会出資金		10,800	0	10,800
(株)農夢出資金		30,000	0	30,000
綾部市森林組合出資金		1,000	0	1,000
京都信用保証協会出捐金		22,739	0	22,739
(株)緑土出資金		35,000	0	35,000
(一社)綾部工業団地振興センター出資金(ふれあい基金)		2,000	0	2,000
(公財)京都市中丹文化事業団出捐金		7,400	0	7,400
(一財)綾部市体育協会出捐金		20,000	0	20,000
(一社)京都市北部地域連携都市圏振興社出資金(綾部地域本部基金)		2,851	0	2,851
合 計		348,512	0	348,512

2 物 品

乗	バ	ト	ダ	小	グ	除	凍	清	環	フ	シ	パ	ト	軽	移	消	救	消	消	水	資	救	消	消	フ	リ	乗	期間中増減高		平成30年 9月30日現在高		
																												前年度末現在高	増		減	
用	車	ス	ク	プ	車	一	車	車	車	車	ト	一	タ	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	15台	0台	0台	15台	
ラ	ッ	ク	プ	車	一	車	車	車	車	ト	一	タ	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	10台	0台	0台	10台	
ン	ツ	ク	プ	車	一	車	車	車	車	ト	一	タ	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	3台	0台	0台	3台	
ダ	ン	ク	プ	車	一	車	車	車	車	ト	一	タ	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	1台	0台	0台	1台	
小	型	貨	物	車	一	車	車	車	車	ト	一	タ	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	23台	0台	0台	23台	
グ	レ	一	ダ	車	一	車	車	車	車	ト	一	タ	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	1台	0台	0台	1台	
除	雪	車	一	車	一	車	車	車	車	ト	一	タ	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	12台	0台	0台	12台	
凍	結	防	止	剂	散	布	車	車	車	ト	一	タ	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	1台	0台	0台	1台	
清	掃	車	一	車	一	車	車	車	車	ト	一	タ	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	4台	0台	0台	4台	
環	境	衛	生	車	一	車	車	車	車	ト	一	タ	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	1台	0台	0台	1台	
フ	オ	一	ク	リ	フ	ト	車	車	車	ト	一	タ	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	2台	0台	0台	2台	
シ	ョ	ベ	ル	一	ダ	一	車	車	車	ト	一	タ	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	1台	0台	0台	1台	
パ	ワ	一	シ	ョ	ベ	ル	車	車	車	ト	一	タ	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	3台	0台	0台	3台	
ト	ラ	ッ	シ	ュ	コ	ン	パ	ク	タ	車	一	タ	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	1台	0台	0台	1台	
軽	自	動	車	一	タ	車	車	車	車	ト	一	タ	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	81台	1台	0台	82台	
移	動	脱	水	車	一	タ	車	車	車	ト	一	タ	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	1台	0台	0台	1台	
消	防	指	令	車	一	タ	車	車	車	ト	一	タ	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	1台	0台	0台	1台	
救	急	車	一	タ	車	一	タ	車	車	ト	一	タ	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	4台	0台	0台	4台	
消	防	広	報	車	一	タ	車	車	車	ト	一	タ	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	1台	0台	0台	1台	
消	防	指	揮	広	報	車	一	タ	車	ト	一	タ	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	1台	0台	0台	1台	
水	槽	付	消	防	自	動	車	一	タ	車	一	タ	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	3台	0台	0台	3台	
資	機	材	搬	送	車	一	タ	車	車	ト	一	タ	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	1台	0台	0台	1台	
救	助	工	作	車	一	タ	車	車	車	ト	一	タ	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	2台	0台	0台	2台	
消	防	ボ	ン	プ	自	動	車	一	タ	車	一	タ	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	16台	0台	1台	15台	
消	防	積	載	車	一	タ	車	車	車	ト	一	タ	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	42台	0台	0台	42台	
フ	ロ	ン	回	収	車	一	タ	車	車	ト	一	タ	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	1台	0台	0台	1台	
リ	フ	ト	付	送	迎	車	一	タ	車	ト	一	タ	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	1台	0台	0台	1台	
乗	用	自	動	車	一	タ	車	車	車	ト	一	タ	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	1台	0台	0台	1台

(車椅子仕様車)

区分	前年度末現在高	期間中増減高		平成30年 9月30日現在高
		増	減	
リフト付バス	2台	0台	0台	2台
保冷車	3台	0台	0台	3台
救助ボート	4艘	0艘	0艘	4艘
小型動力ポンプ	40台	0台	0台	40台
揚水ポンプ	3台	0台	0台	3台
原子力防災資機材備蓄倉庫	1棟	0棟	0棟	1棟
救急指令装置	1台	0台	0台	1台
救急資機材	3式	0式	0式	3式
監視テレビカメラ	2台	0台	0台	2台
無線サイレン制御装置	1台	0台	0台	1台
一斉通報(自動呼出)装置	1台	0台	0台	1台
電話自動交換機	1台	0台	0台	1台
気象観測装置	1台	0台	0台	1台
放送装置	3台	0台	0台	3台
消火器使用法訓練装置	1式	0式	0式	1式
自家発電設備	1式	0式	0式	1式
救命士用訓練人形(救急資機材)	1体	0体	0体	1体
救急用送信装置(救急資機材)	1式	0式	0式	1式
半自動除細動器(救急資機材)	1台	0台	0台	1台
三連梯子(救急資機材)	1個	0個	0個	1個
マット型空気ジャッキ(救急資機材)	1個	0個	0個	1個
大型油圧救助器具(救急資機材)	1台	0台	0台	1台
削岩機(救急資機材)	1台	0台	0台	1台
緊急消防援助隊用資機材	2式	0式	0式	2式
消防団旗	1棹	0棹	0棹	1棹
丁合機	1台	0台	0台	1台
大型電子複写機	2台	0台	0台	2台
複写機	1台	0台	0台	1台
カセットプリンタ	1台	0台	0台	1台

電 算 端 末 機	12台	0台	0台	12台	0台	0台	12台
ライオンプリンタ	1台	0台	0台	1台	0台	0台	1台
8インチフロッピー装置	1台	0台	0台	1台	0台	0台	1台
磁気テープ装置	1台	0台	0台	1台	0台	0台	1台
OCR	1台	0台	0台	1台	0台	0台	1台
ラベリングシステム	1台	0台	0台	1台	0台	0台	1台
レーザプリンタ	3台	0台	0台	3台	0台	0台	3台
無停電装置	1式	0式	0式	1式	0式	0式	1式
バースタ	1台	0台	0台	1台	0台	0台	1台
化学防護服	2着	0着	0着	2着	0着	0着	2着
多目的プリンタ	1台	0台	0台	1台	0台	0台	1台
パーソナルコンピュータ	6台	0台	0台	6台	0台	0台	6台
パーソナルコンピュータソフト	2式	0式	0式	2式	0式	0式	2式
レイヤ3スイッチ	1式	0式	0式	1式	0式	0式	1式
公営住宅電算システム	1式	0式	0式	1式	0式	0式	1式
レセプトコンピュータ	4式	0式	0式	4式	0式	0式	4式
コクホラインシステム	1式	0式	0式	1式	0式	0式	1式
ELENET受信局システム	2式	0式	0式	2式	0式	0式	2式
児童扶養手当システム	1式	0式	0式	1式	0式	0式	1式
地域包括支援センターシステム	1式	0式	0式	1式	0式	0式	1式
赤外線補聴システム	1式	0式	0式	1式	0式	0式	1式
印影リレーダ	1台	0台	0台	1台	0台	0台	1台
点字プリンタ	1台	0台	0台	1台	0台	0台	1台
ビデオプロジェクタ	1台	0台	0台	1台	0台	0台	1台
マルチメディアプロジェクタ	10台	0台	0台	10台	0台	0台	10台
液晶プロジェクタ	6台	0台	0台	6台	0台	0台	6台
映写機	5台	0台	0台	5台	0台	0台	5台
OCRカメラ	3台	0台	0台	3台	0台	0台	3台
アストロカメラ	1式	0式	0式	1式	0式	0式	1式
双眼鏡	1個	0個	0個	1個	0個	0個	1個
屈折望遠鏡	1個	0個	0個	1個	0個	0個	1個
天体測光装置	1式	0式	0式	1式	0式	0式	1式

区分	前年度未現在高	期間中増減高		平成30年 9月30日現在高
		増	減	
VTRレコーダー (天文館)	1式	0式	0式	1式
ビデオ撮影システム (天文館)	1式	0式	0式	1式
ハイビジョンソフト (天文館)	2式	0式	0式	2式
リフソフト (天文館)	1台	0台	0台	1台
高速度投票計数機	4台	0台	0台	4台
最高裁判審査投票読取集計機	2台	0台	0台	2台
自動式投票用紙読取分類機	7台	0台	0台	7台
レントゲン	2台	0台	0台	2台
自動現像機	1台	0台	0台	1台
歯科診療台	2台	0台	0台	2台
心電計	4台	0台	0台	4台
言語治療機器	1台	0台	0台	1台
ヘルストロロン	3台	0台	0台	3台
自動式心マッソージ器	1台	0台	0台	1台
患者監視装置	3式	0式	0式	3式
筋力トレニング機器	2式	0式	0式	2式
生活見直し機器	1式	0式	0式	1式
超音波骨密度測定装置	1台	0台	0台	1台
血管年齢測定器	1台	0台	0台	1台
電動鋸	1台	0台	0台	1台
小型旋盤	1台	0台	0台	1台
芝刈り機(アプローチモア) (二王公園)	1台	0台	0台	1台
乗用草刈機	1台	0台	0台	1台
樹木粉砕機	1台	0台	0台	1台
プレハブ冷蔵庫(有害鳥獣一時保管用)	2台	0台	0台	2台
車載式小型簡易散布機	1台	0台	0台	1台
除雪機	12台	0台	0台	12台
散粉器	1台	0台	0台	1台
ピニアード	26台	0台	0台	26台
グラウンドピアン (I・Tビル)	1台	0台	0台	1台

アルミモーターボート	1艘	0艘	0艘	1艘
バスケット台	4台	0台	0台	4台
スポーツラック	2台	0台	0台	2台
木製アスレチック	1式	0式	0式	1式
ハイスクールのジム	1式	0式	0式	1式
総合遊具	1式	0式	0式	1式
サッカーゴール	1式	0式	0式	1式
太鼓	1式	0式	0式	1式
両面ポールのソーラー時計 (東部グラウンド)	1台	0台	0台	1台
舞台カーテン	1張	0張	0張	1張
金屏風	1枚	0枚	0枚	1枚
どん張	5張	0張	0張	5張
丹羽国綾部藩領古絵図	1点	0点	0点	1点
絵画	9点	0点	0点	9点
つぼ	1個	0個	0個	1個
文壺 (青白磁堆磁線文壺)	1個	0個	0個	1個
文鉢 (白磁堆磁線文鉢)	1個	0個	0個	1個
綴織どん張 (I・Tビル)	1張	0張	0張	1張
カーテン (I・Tビル)	1張	0張	0張	1張
葬祭壇	2式	0式	0式	2式
葬祭壇 (斎場)	2式	0式	0式	2式
講台	1個	0個	0個	1個
花瓶 (青銅)	1個	0個	0個	1個
茶道具	1式	0式	0式	1式
飾り棚 (I・Tビル)	1個	0個	0個	1個
書架 (図書館)	4個	0個	0個	4個
カーウンター (図書館)	1個	0個	0個	1個
カーウンター整理棚 (図書館)	1個	0個	0個	1個
騒音振動レベル処理機	1台	0台	0台	1台
自動計量包装設備	1式	0式	0式	1式
光波測距機	3台	0台	0台	3台
滅菌器	1台	0台	0台	1台

区分	前年度未現在高	期間中増減高		平成30年 9月30日現在高
		増	減	
養液栽培施設	1式	0式	0式	1式
顕微鏡	1個	0個	0個	1個
空缶圧縮機	1台	0台	0台	1台
廃蛍光管クラッシュヤ	1台	0台	0台	1台
ペットボトル減容機	1台	0台	0台	1台
食器消毒保管機	10台	0台	0台	10台
小型濾過装置 (防災)	1台	0台	0台	1台
電磁流量計	1台	0台	0台	1台
濁度計	1式	0式	0式	1式
冷暖兼用エアコン	2台	0台	0台	2台
氷温専用エアコン	1台	0台	0台	1台
冷凍冷蔵庫	3台	0台	0台	3台
移動式トイレン	7基	0基	0基	7基
ミシクイレン	4台	0台	0台	4台
トラクタ	6台	0台	0台	6台
田植機	21台	0台	0台	21台
コンバイン	12台	0台	0台	12台
真空包装機	11台	0台	0台	11台
フー ド ミ キ サ	1台	0台	0台	1台
圧力釜	1個	0個	0個	1個
麵ボツク	1台	0台	0台	1台
自動発酵機	1台	0台	0台	1台
ミートチヨツパ	1台	0台	0台	1台
野菜カッパ	1台	0台	0台	1台
マニアスプレッタ	2台	0台	0台	2台
食器洗浄機	4式	0式	0式	4式
自動餅つき機	1台	0台	0台	1台
水気耕栽培ハイポニカ	1式	0式	0式	1式
灌水施設	2式	0式	0式	2式
校旗	2台	0台	0台	2台

自動車券売機	1台	0台	0台	1台	0台	0台	1台
レジェスタ	1式	0式	0式	1式	0式	0式	1式
テーブルセット	1式	0式	0式	1式	0式	0式	1式
リソグラフ	1式	0式	0式	1式	0式	0式	1式
放送設備 (西八田・上林・吉美小学校)	3式	0式	0式	3式	0式	0式	3式
風力太陽光発電システム (物部小)	1式	0式	0式	1式	0式	0式	1式
いすゞ式斜行型階段昇降機	2台	0台	0台	2台	0台	0台	2台
駐車場システム機器	1式	0式	0式	1式	0式	0式	1式
かん	1台	0台	0台	1台	0台	0台	1台
移動通信用無線設備機器	1式	0式	0式	1式	0式	0式	1式
サ一バ関連機器	8式	0式	0式	8式	0式	0式	8式
合唱用ひな壇	1式	0式	0式	1式	0式	0式	1式
消毒保管機 (綾部小)	1台	0台	0台	1台	0台	0台	1台
組み立て式ユニットプール (物部保育園)	1式	0式	0式	1式	0式	0式	1式
排水処理施設 (高谷)	1式	0式	0式	1式	0式	0式	1式
移動式高圧コンプレッサユニット (消防本部)	1式	0式	0式	1式	0式	0式	1式
排水ポンプ車 (下水道課)	1式	0台	0台	1式	0台	0台	1台
フラインホイール付水中スクローパーポンプ (工業団地水処理センター)	1式	0台	0台	1式	0台	0台	1台

3 債権

区分		前年度末現在額	期中増減額	平成30年9月30日現在額
く	らしの資金貸付事業	千円 9,180	千円 730	千円 9,910

4 基金

区分		前年度末現在額	期中増減額	平成30年9月30日現在額
財	政調整基金	千円 1,925,125	千円 △ 289,917	千円 1,635,208
減	債 基 金	99,964	0	99,964
庁	舎建設等準備基金	215,264	621	215,885
地	域振興基金	38,888	0	38,888
	有価証券	298,247	0	298,247
世	界連邦推進事業基金	597,499	△ 168,378	429,121
電	源立地域対策基金	25,177	1,276	26,453
永	井産業振興基金	344,306	0	344,306
水	源の里基金	21,398	△ 5,693	15,705
	現 金	36,600	3,281	39,881
社	会福祉事業基金	200,000	0	200,000
子	育 て 基 金	157,785	△ 12,727	145,058
	有価証券	4,021	△ 822	3,199
交	通安全対策基金	1,180	0	1,180
保	健事業基金	41,536	△ 3,998	37,538
環	境 基 金	89,380	1,899	91,279
中	山間地域保全基金	10,722	0	10,722

開 発 関 連 施 設 整 備 基 金	現 金	47,505	0	47,505
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 基 金	現 金	15,396	0	15,396
教 育 振 興 基 金	現 金	164,715	1,384	166,099
文 化 振 興 基 金	現 金	5,833	△ 558	5,275
ス ポ ー ツ 振 興 基 金	現 金	3,416	0	3,416
豊 か な 森 を 育 て る 基 金	現 金	3,073	2,178	5,251
用 品 調 達 基 金	物 品	1,316	△ 2	1,314
	現 金	1,184	2	1,186
土 地 開 発 基 金	土 地	214,238	0	214,238
	現 金	139,272	2	139,274
農 林 業 者 労 働 災 害 共 済 事 業 基 金	現 金	11,592	0	11,592
国 民 健 康 保 險 準 備 基 金	現 金	356,702	6	356,708
介 護 給 付 費 準 備 基 金	現 金	319,453	△ 984	318,469
駐 車 場 整 備 基 金	現 金	17,521	5,574	23,095
減 債 基 金 (簡 易 水 道)	現 金	154,183	41,328	195,511
減 債 基 金 (下 水 道)	現 金	51,808	18,098	69,906
減 債 基 金 (地 域 排 水)	現 金	140,543	17,824	158,367
	有 価 証 券	598,211	0	598,211
合 計	現 金	4,941,077	△ 389,604	4,551,473
	物 品	1,316	△ 2	1,314
	土 地	214,238	0	214,238

3. 債 権 (単位：円)

会計別	区分	名 称	前年度末現在高	決算年度中増減明細				今年度9月末 現在高	備考	
				増		減				計
				金額	理由	金額	理由			
一般会計	現金	くらしの資金	9,180,000	1,535,000 現年度調 定額		805,000 償還金		9,910,000	福祉課	
	計		9,180,000	1,535,000		805,000		9,910,000		

(単位：円)

4. 基金

会計別	名称	区分	前年度末現在高	決算年度中増減明細				今年度9月末 現在高	備考	
				増		減				計
				金額	理由	金額	理由			
一般	財政調整基金	現金	1,925,124,646	83,002	利子	290,000,000	財政調整	△ 289,916,998	1,635,207,648	財政課
	減債基金	有価証券	99,964,000	0		0		0	99,964,000	財政課
		現金	215,264,022	621,221	利子			621,221	215,885,243	
		計	315,228,022	621,221		0		621,221	315,849,243	
	庁舎建設等準備基金	現金	38,887,588	0		0		0	38,887,588	総務課
	地域振興基金	有価証券	298,247,000	0		0		0	298,247,000	財政課
		現金	597,498,711	2,122,681	利子	170,500,132	橋りょう長寿命化 道路整備等	△ 168,377,451	429,121,260	
		計	895,745,711	2,122,681		170,500,132		△ 168,377,451	727,368,260	
	世界連邦推進事業基金	現金	25,177,328	1,275,640	利子、寄付			1,275,640	26,452,968	企画政策課
	電源立地地域対策基金	現金	344,306,039					0	344,306,039	財政課
	永井産業振興基金	現金	21,397,578	877	利子	5,692,956	ものづくりの街確 立支援事業費	△ 5,692,079	15,705,499	商工労政課
	水源の里基金	現金	36,599,584	9,245,777	寄附金、利子	5,964,775	水源の里活性化事 業費等	3,281,002	39,880,586	定住・地域 政策課
	社会福祉事業基金	有価証券	200,000,000	100,000,000	購入	100,000,000	売却	0	200,000,000	民生児童課
		現金	157,785,546	2,922,315	寄附金、利子	15,649,325	繰出金(地域福祉 活動事業費、簡易 児童遊園整備費 等)	△ 12,727,010	145,058,536	
		計	357,785,546	102,922,315		115,649,325		△ 12,727,010	345,058,536	
	子育て基金	現金	4,021,233	173	利子	822,336	繰出金(ブックス タート事業費等)	△ 822,163	3,199,070	民生児童課
	交通安全対策基金	現金	1,179,652	0		0		0	1,179,652	市民協働課
	保健事業基金	現金	41,536,566	101,938	利子・寄附金	4,100,453	特定健康診査事業 費(後期高齢者)	△ 3,998,515	37,538,051	保健推進課
	環境基金	現金	89,380,127	27,164,100	指定ごみ袋収益、 利子等	25,265,500	資源ごみ回収補助 金等	1,898,600	91,278,727	環境保全課

(単位：円)

4. 基金

会計別	名称	区分	前年度末現在高	決算年度中増減明細				今年度9月末現在高	備考	
				増		減				計
				金額	理由	金額	理由			
	中山間地域保全基金	現金	10,721,625	0		0	10,721,625	農林課		
	開発関連施設整備基金	現金	47,505,117	0		0	47,505,117	都市計画課		
	住宅新築資金等貸付事業基金	現金	15,395,752	0		0	15,395,752	人権推進課		
	教育振興基金	現金	164,715,190	14,759,121	利子、寄附金、償還金	13,375,582	166,098,729	学校教育課		
	文化振興基金	現金	5,833,199	272	利子	558,821	5,274,650	文化・スポーツ振興課		
	スポーツ振興基金	現金	3,416,561	170	利子	0	3,416,731	文化・スポーツ振興課		
	豊かな森を育てる基金	現金	3,072,754	2,178,505	交付金、利子	0	5,251,259	農林課		
	用品調達基金	物品	1,316,065	973,996		975,755	1,314,306	会計課		
		現金	1,183,935	975,755		973,996	1,185,694			
		計	2,500,000	1,949,751		1,949,751	2,500,000			
	土地開発基金	土地	214,237,962	0		0	214,237,962	監理課		
		現金	139,271,846	2,365	利子	0	139,274,211			
		計	353,509,808	2,365		0	353,512,173			
	計		4,703,039,626	162,427,908		633,879,631	4,231,587,903			
国民健康保険	国民健康保険準備基金	現金	356,701,877	6,133	利子		356,708,010	市民・国保課		
介護保険	介護給付費準備基金	現金	319,453,119	97,673	利子	1,081,770	318,469,022	高齢者支援課		
駐車場	駐車場整備基金	現金	17,521,278	5,573,479	利子、余剰金	0	23,094,757	都市計画課		
農林業労働災害共済	農林業労働災害共済基金	現金	11,591,979	196	利子	0	11,592,175	農林課		
簡易水道	減債基金	現金	154,182,867	41,328,200	補助金		195,511,067	上水道課		
下水道事業	減債基金	現金	51,808,399	18,097,654	負担金、利子		69,906,053	下水道課		

4. 基金 (単位：円)

会計別	名称	区分	前年度末現在高	決算年度中増減明細				今年度9月末 現在高	備考	
				増		減				計
				金額	理由	金額	理由			
地域排水事業	債集落排水事業 基金	現金	80,120,182	補助金、利子	14,457,433		14,457,433	下水道課		
水事業	債集落排水事業 基金 (特定地域生活排水処理事業)	現金	60,422,395	補助金、利子	3,367,201		3,367,201	下水道課		

■年度内における未予算化の事業及びその財源の見込み(主なもの)

(単位:千円)

事業名	事業費	特 定 財 源			一 般 財 源
		国・府支出金	地 方 債	そ の 他	
食 肉 セ ン タ ー 運 営 負 担 金	9,315	0	0	0	9,315
中丹地域有害鳥獣処理施設運営費	11,480	0	0	0	11,480
消 火 栓 設 置 負 担 金	2,929	0	0	0	2,929

綾部市公告第 1 1 7 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

平成 3 0 年 1 0 月 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

以下掲示済

綾部市公告第 1 1 8 号

現年発生農地等災害復旧事業、十倉向頭首工復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成 3 0 年 1 0 月 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 4 3 0 8 0 号 |
| (2) 工 事 名 | 十倉向頭首工復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市十倉向町 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | 施工延長 L = 3 0 . 1 m
躯体復旧 L = 1 0 . 6 m
護床ブロック L = 2 1 . 2 m |
| (5) 予定工期 | 平成 3 0 年 1 1 月 6 日から
平成 3 1 年 3 月 5 日まで (1 2 0 日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 3 0 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の A 1 等級、A 等級、B 等級のいずれかで登録されており、平成 3 0 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 2 9 年 1 月 1 日から平成 2 9 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1) とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2 部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成30年10月9日(火) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は300円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成30年10月12日(金) 午前9時から午後6時まで

平成30年10月15日(月) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月12日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年10月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成30年10月19日(金) から

平成30年10月22日(月) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 平成30年10月24日(水) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時まで

にファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等
は行いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 平成30年10月29日(月) 午前9時から午後6時まで
平成30年10月30日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は10月29日の午前9時から正午までと午
後1時から午後5時までと、10月30日の午前9時から正午までと
午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Acceptor/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容
量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によ
ること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法
については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項
によること。

(2) 開札の日時

平成30年10月31日(水) 午前9時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77
条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最
低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札し
た者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし
ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら
れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

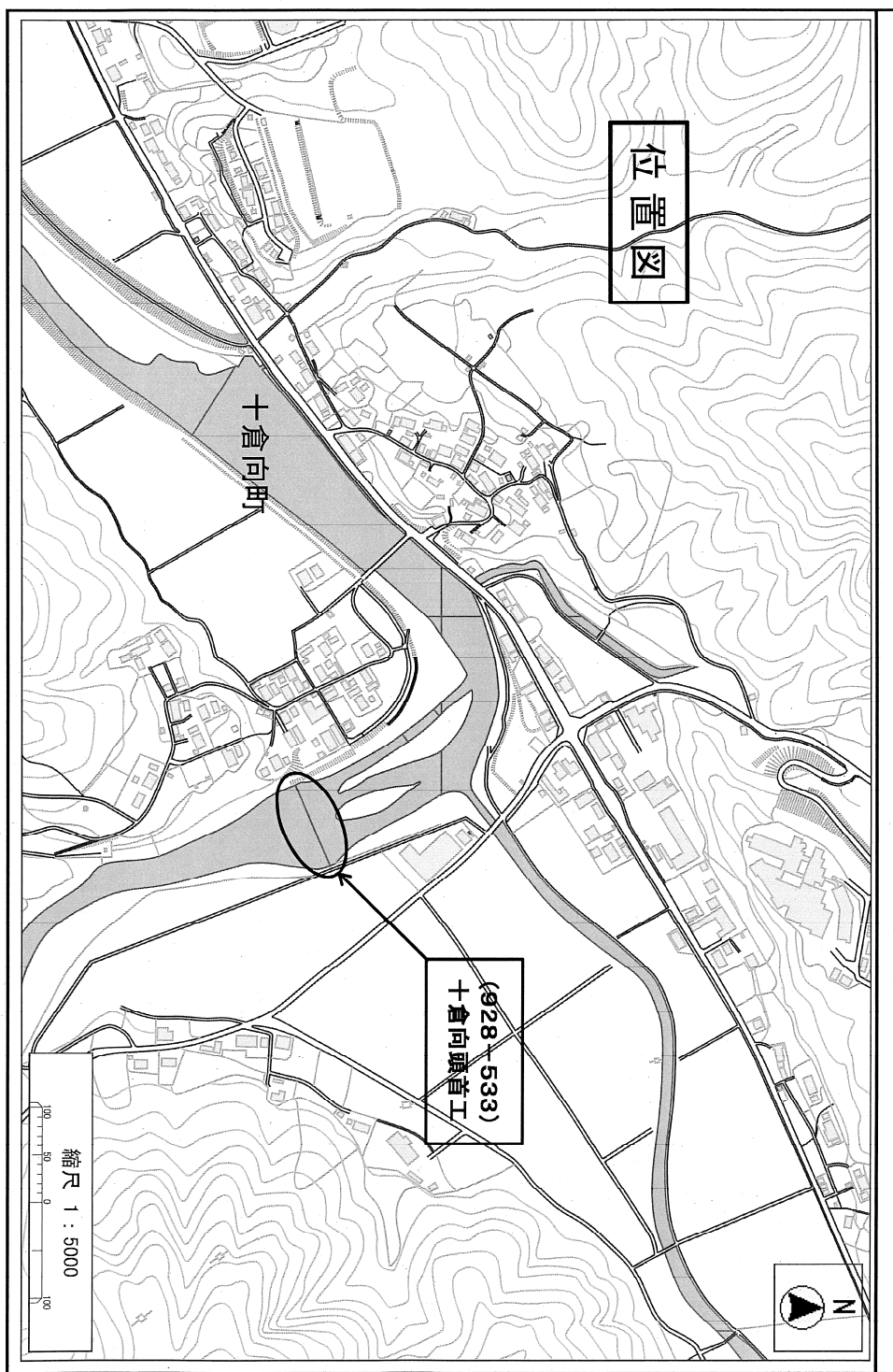
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 1 1 9 号

現年発生林業施設災害復旧事業、林道瀬尾谷線・笹尾線・真野線復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成 3 0 年 1 0 月 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 4 3 0 8 1 号 |
| (2) 工 事 名 | 林道瀬尾谷線・笹尾線・真野線復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市睦合町外 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | 瀬尾谷線 L = 1 0 m W = 2 m
1号箇所 L = 1 0 . 0 m
ブロック積工 L = 9 . 4 7 m A = 2 4 . 4 m ²
笹尾線 L = 5 m W = 2 m
1号箇所 (その1) L = 5 . 3 m
ブロック積工 L = 5 . 8 0 m A = 1 4 . 9 m ²
真野線 L = 2 3 m W = 3 m
1号箇所 L = 2 3 . 0 m
法面保護工 A = 3 6 6 . 7 m ² |
| (5) 予定工期 | 平成 3 0 年 1 1 月 6 日から
平成 3 1 年 1 月 3 1 日まで (8 7 日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 3 0 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の A 1 等級、A 等級、B 等級のいずれかで登録されており、平成 3 0 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 2 9 年 1 月 1 日から平成 2 9 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成30年10月9日（火）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は800円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成30年10月12日（金）午前9時から午後6時まで

平成30年10月15日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月12日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年10月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成30年10月19日（金）から

平成30年10月22日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること

としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成30年10月24日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成30年10月29日（月）午前9時から午後6時まで
平成30年10月30日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は10月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成30年10月31日（水）午前9時15分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

綾部市公告第120号

現年発生農地等災害復旧事業、上ミ台農地、八代ノ下水路1・2復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年10月9日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第430 82号 |
| (2) 工 事 名 | 上ミ台農地、八代ノ下水路1・2復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市故屋岡町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 上ミ台農地 A=0.06ha
1工区 土砂浚渫工 V=174m ³
2工区 土砂浚渫工 V= 26m ³
八代ノ下水路1 復旧延長 L=146m
1工区 土砂浚渫工 V=116m ³
八代ノ下水路2 復旧延長 L=74m
1工区 土砂浚渫工 V=62m ³ |
| (5) 予定工期 | 平成30年11月 6日から
平成31年 2月13日まで（100日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成30年10月9日（火）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は260円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成30年10月12日（金）午前9時から午後6時まで

平成30年10月15日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月12日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年10月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成30年10月19日（金）から

平成30年10月22日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること

としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成30年10月24日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成30年10月29日（月）午前9時から午後6時まで
平成30年10月30日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は10月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成30年10月31日（水）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

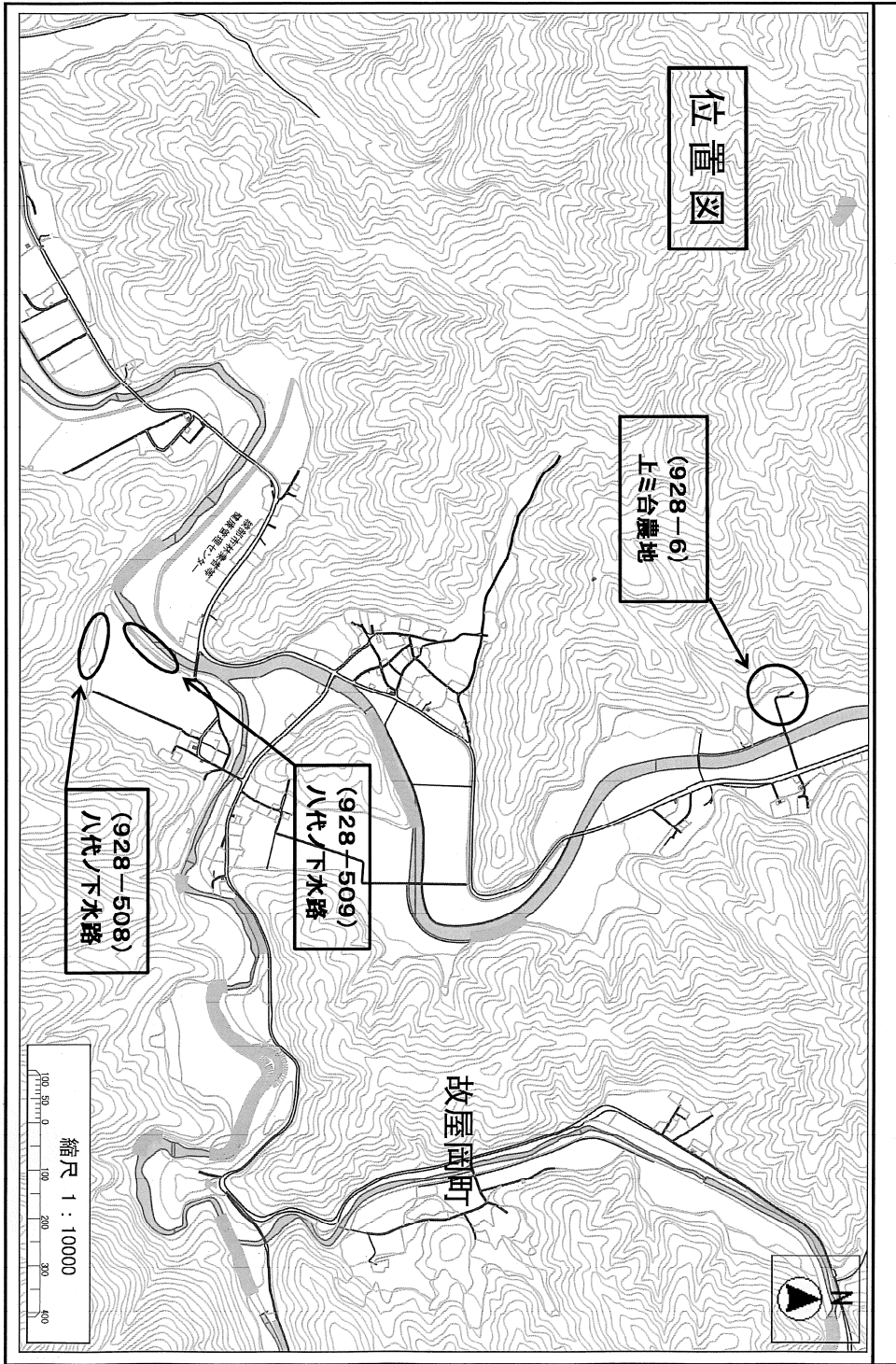
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第121号

現年発生農地等災害復旧事業、清水ノ下農地・水路復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年10月9日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第430 83号 |
| (2) 工事名 | 清水ノ下農地・水路復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市八津合町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 清水ノ下農地 A=0.3ha |
| | 1工区 土砂浚渫工 V=96m ³ |
| | 2工区 土砂浚渫工 V=104m ³ |
| | 3工区 土砂浚渫工 V=130m ³ |
| | 4工区 土砂浚渫工 V=39m ³ |
| | 清水ノ下水路 復旧延長 L=143.3m |
| | 1工区 土砂浚渫工 V=14m ³ |
| | 2工区 土砂浚渫工 V=86m ³ |
| (5) 予定工期 | 平成30年11月6日から
平成31年2月13日まで（100日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成30年10月9日（火）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は230円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成30年10月12日（金）午前9時から午後6時まで

平成30年10月15日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月12日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年10月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成30年10月19日（金）から

平成30年10月22日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること

としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成30年10月24日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成30年10月29日（月）午前9時から午後6時まで
平成30年10月30日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は10月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成30年10月31日（水）午前9時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

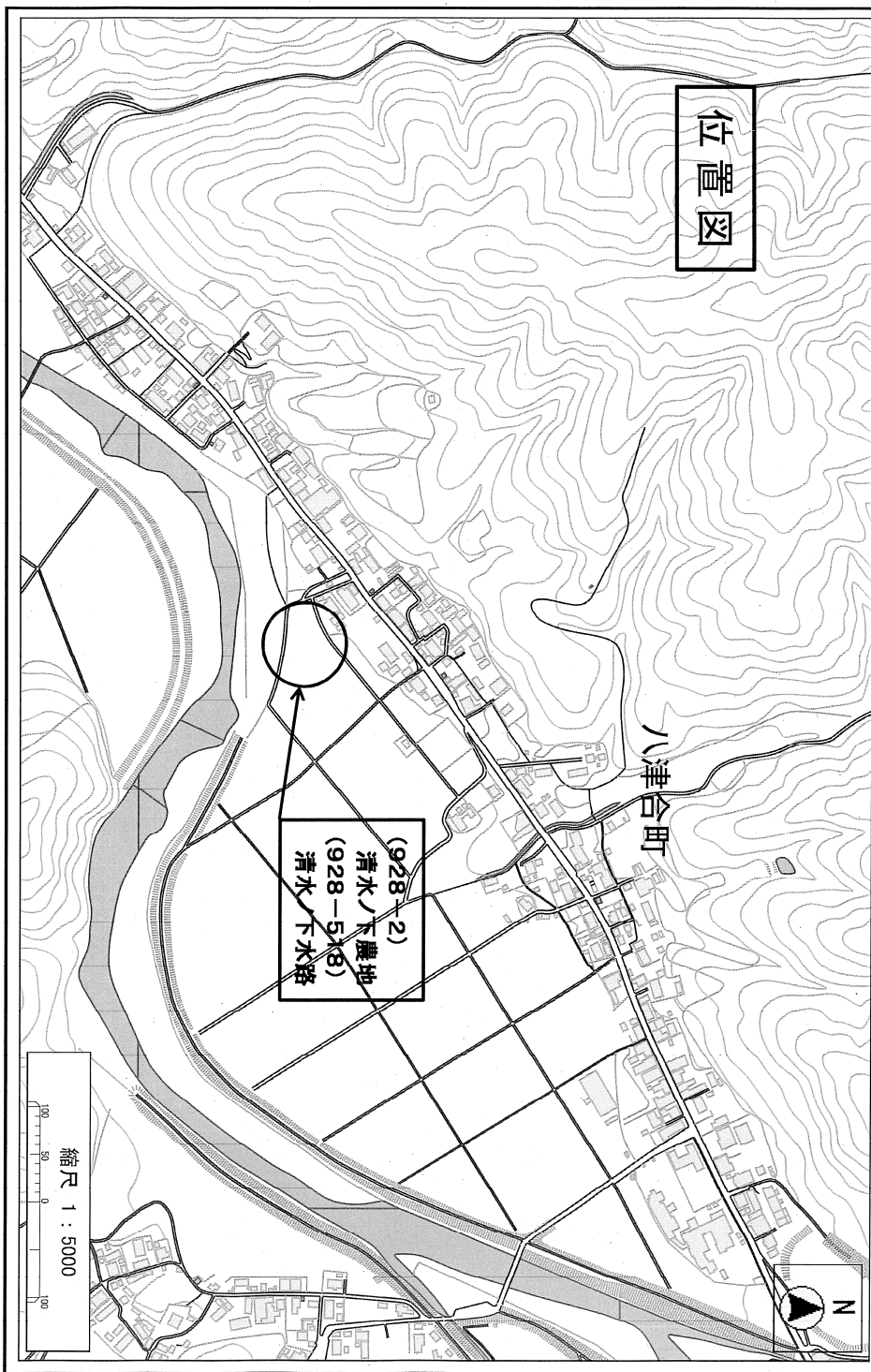
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第122号

あやべ温泉施設改修事業、あやべ温泉改修工事（建築本体工事）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年10月9日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第430 89号 |
| (2) 工 事 名 | あやべ温泉改修工事（建築本体工事） |
| (3) 工事場所 | 綾部市睦寄町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 浴室改修他 一式
上記に伴う建築工事・機械設備工事 |
| (5) 予定工期 | 平成30年11月6日から
平成31年 3月5日まで（120日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事のA等級で登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成30年10月9日(火) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は980円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成30年10月12日(金) 午前9時から午後6時まで

平成30年10月15日(月) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月12日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年10月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成30年10月19日(金) から

平成30年10月22日(月) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 平成30年10月24日(水) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等

は行いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 平成30年10月29日(月) 午前9時から午後6時まで
平成30年10月30日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は10月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成30年10月31日(水) 午前10時15分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が7,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が7,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が7,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が7,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



あやべ温泉改修工事（建築本体工事）

綾部市公告第123号

防災基盤整備事業、志賀郷町消防ポンプ格納庫（詰所付）新設工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年10月9日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第430 90号 |
| (2) 工 事 名 | 志賀郷町消防ポンプ格納庫（詰所付）新設工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市志賀郷町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 消防ポンプ格納庫新設 1棟
木造2階建 新設建物面積 68.7㎡
（給排水設備工事を含む）
既設消防ポンプ格納庫解体 1棟
鉄骨造平屋建 解体建物面積 42.4㎡ |
| (5) 予定工期 | 平成30年11月6日から
平成31年 3月5日まで（120日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事のB等級で登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ

し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成30年10月9日（火）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は430円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成30年10月12日（金）午前9時から午後6時まで

平成30年10月15日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月12日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年10月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成30年10月19日（金）から

平成30年10月22日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 平成30年10月24日(水)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等を行いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成30年10月29日(月)午前9時から午後6時まで
平成30年10月30日(火)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は10月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成30年10月31日(水)午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

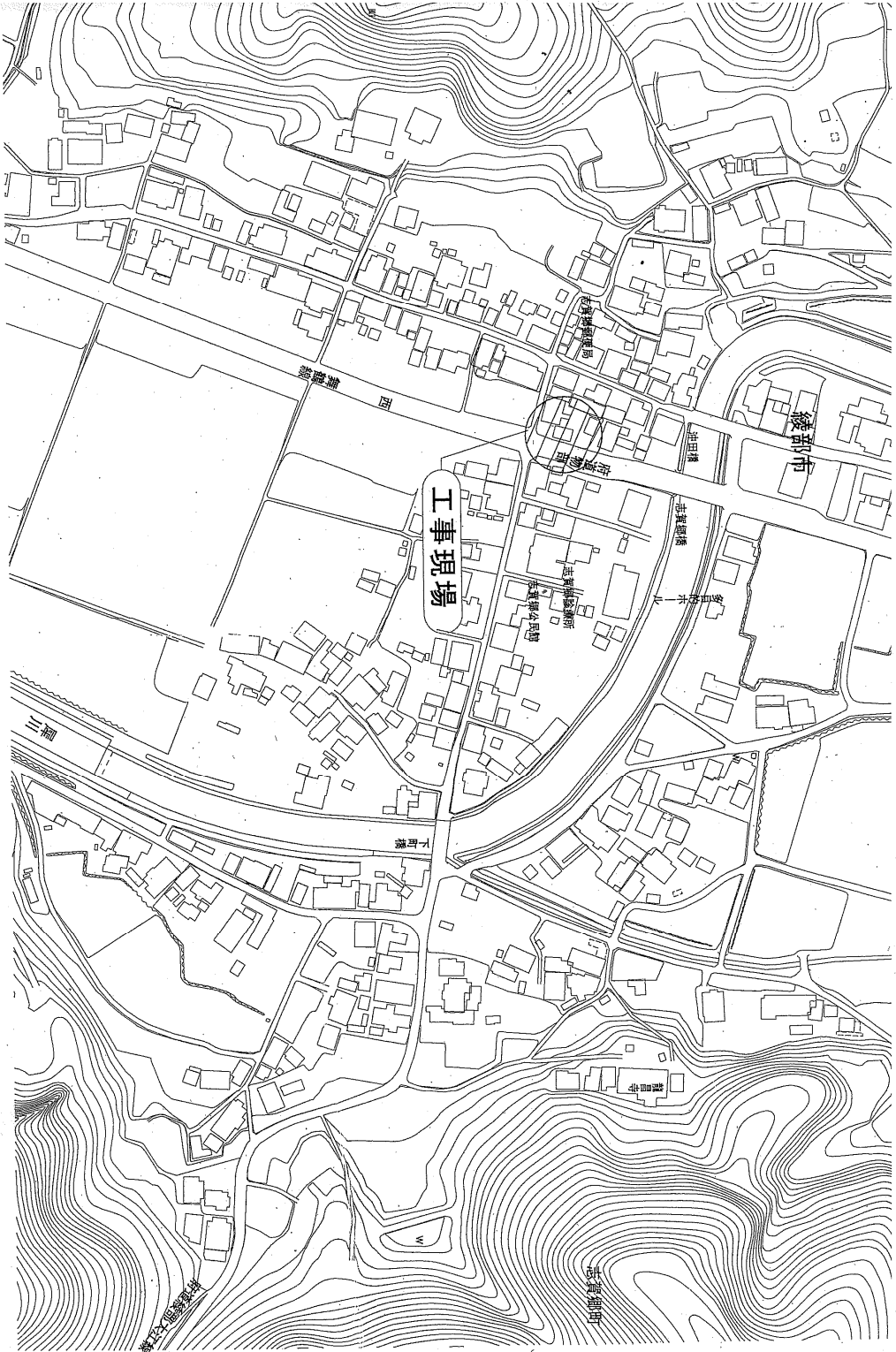
2) 主任技術者

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が7,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が7,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が7,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が7,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第124号

あやべ温泉施設改修事業、あやべ温泉改修工事（電気設備工事）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年10月9日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第430 91号 |
| (2) 工 事 名 | あやべ温泉改修工事（電気設備工事） |
| (3) 工事場所 | 綾部市睦寄町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 浴室改修他 一式
上記に伴う電気設備工事 |
| (5) 予定工期 | 平成30年11月6日から
平成31年 3月5日まで（120日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事のA等級又はB等級で登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成30年10月9日(火) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は280円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成30年10月12日(金) 午前9時から午後6時まで

平成30年10月15日(月) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月12日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年10月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成30年10月19日(金) から

平成30年10月22日(月) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 平成30年10月24日(水) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等

は行いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 平成30年10月29日(月) 午前9時から午後6時まで
平成30年10月30日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は10月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成30年10月31日(水) 午前10時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



あやべ温泉改修工事（電気設備工事）

綾部市公告第125号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

平成30年10月11日

綾部市長 山崎 善也

(以下掲示済)

綾部市公告第 1 2 6 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

平成 3 0 年 1 0 月 1 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 縦覧場所

綾部市農業委員会事務局

2 縦覧期間

平成 3 0 年 1 0 月 1 5 日から平成 3 0 年 1 0 月 2 9 日まで

綾部市公告第 1 2 7 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

平成 3 0 年 1 0 月 1 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

以下掲示済

綾部市公告第128号

普通財産解体事業、志賀共同畜舎解体工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年10月22日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第430 103号 |
| (2) 工 事 名 | 志賀共同畜舎解体工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市志賀郷町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 共同畜舎解体（畜舎、サイロ）
木造2階建畜舎 解体面積 591.52㎡
サイロ解体 10基 |
| (5) 予定工期 | 平成30年11月20日から
平成31年 2月17日まで（90日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で解体工事のA等級又はB等級で登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 解体工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成30年10月22日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は160円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成30年10月25日（木）午前9時から午後6時まで

平成30年10月26日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月25日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年10月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成30年11月1日（木）から

平成30年11月2日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 平成30年11月6日（火）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までに

ファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 平成30年11月12日(月) 午前9時から午後6時まで
平成30年11月13日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は11月12日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月13日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Acceptor/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成30年11月14日(水) 午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 解体工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 1 2 9 号

平成 3 1 年度飛び立て！中学生海外派遣業務に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は申請してください。

平成 3 0 年 1 0 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

本市の平成 3 1 年度飛び立て！中学生海外派遣業務について、委託業者の選定にあたり別添「平成 3 1 年度飛び立て！中学生海外派遣業務に関する公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施します。

平成31年度
飛び立て！中学生海外派遣業務
に関する公募型プロポーザル実施要領

平成30年10月

綾部市教育委員会学校教育課

1 趣旨・目的

この実施要領（以下「要領」という。）は、綾部市（以下「本市」という。）が発注する平成31年度飛び立て！中学生海外派遣業務に関し、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

平成31年度飛び立て！中学生海外派遣業務

(2) 業務内容

別添1「平成31年度飛び立て！中学生海外派遣業務に係る仕様書」のとおり。

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から平成31年9月30日（月）まで

(4) 委託料上限額

7,964,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

＊この金額は単に本業務に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

(5) 発注者

綾部市

3 各種資料の提出先（問い合わせ先）

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1
綾部市教育委員会学校教育課学務指導担当 松山
TEL：0773-42-4323
FAX：0773-43-0991
e-mail：k-matsuyama@city.ayabe.lg.jp

4 委託予定者の選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式

5 応募資格

応募者は、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

なお、資格要件の確認基準日は、本業務の募集開始日とし契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

(1) 過去3年以内(平成27年10月1日以降)に本件と同様の業務を実施し、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を有すること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとし、また、本社、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 綾部市暴力団等排除措置要綱（平成23年綾部市告示第10号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。
- (5) 国税及び本市市税を滞納していないこと。
- (6) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触しないこと。

6 スケジュール（予定）

期 日	項 目	備 考
平成30年10月24日（水）	募 集 開 始	ホームページ及び公告
平成30年10月30日（火）	質 問 書 提 出 期 限	電子メール
平成30年11月6日（火）	質 問 書 回 答 期 限	電子メール
平成30年11月9日（金）	参 加 申 請 書 類 提 出 期 限	持参又は郵送
平成30年11月16日（金）	一 次 審 査 結 果 通 知	応募者が <u>6者以上</u> あった場合のみ
平成30年11月16日（金）	二 次 審 査 詳 細 案 内	一次審査通過者にのみ通知
平成30年11月26日（月）	二 次 審 査 プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン 及 び ヒ ア リ ン グ	まちづくりセンター 第1会議室
平成30年12月4日（火）	二 次 審 査 結 果 通 知	郵送
平成30年12月中旬	受託者決定・委託契約締結	

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合がある。

7 応募方法

- (1) 提出書類、様式、提出部数等

別添2「平成31年度飛び立て！中学生海外派遣業務に関する公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧」のとおり

- (2) 提出方法等

① 提出期限：平成30年11月9日（金）午後5時15分【必着】

② 提出方法：持参又は郵送による

※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

※郵送による場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

③ 提出先：上記3に定めるところとする

8 要領等の配布

(1) 要領、提出書類様式及び仕様書の配布方法

- ① 本市ホームページよりダウンロード
- ② 事務局での直接配付

(2) 配布期間

平成30年10月24日（水）から11月1日（木）まで

ただし、直接配付は平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

9 一次審査及び二次審査の概要

一次審査

(1) 選定方法

応募者が6者以上あった場合、本業務に関する公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出書類をもとに書類審査し、上位5者以内を選定する。

(2) 審査基準

①審査項目・配点

項 目	配 点
① 会社概要	10点
② 業務実績・業務遂行能力	10点
③ 業務を行うものの資格、経歴及び実績	10点
④ 業務の全体フロー、スケジュールの適格性	10点
合 計	40点

②審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
10点	10	8	6	4	2

(3) 審査結果の通知

審査結果は、各応募者に対して文書で通知する。

*通知予定日：平成30年11月16日（金）

第二次審査

(1) 選定方法

一次審査通過者（応募者が6者未満の場合は応募者）の中から、提出書類に記載された内容に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、委員会において審査し、最高得点を得たものを優先交渉権者として選定する。

(2) 応募者が1者となった場合でも業者選定を実施するものとする。

(3) 実施日

平成30年11月26日（月）

*会場、時間等の詳細は、一次審査後に別途通知する。

通知予定日：平成30年11月16日（金）

(4) 時間配分

参加者ごとに約30分間

① 企画提案書等の説明・プレゼンテーション（20分）

② 質疑応答・ヒアリング（10分）

(5) 出席者

参加者ごとに3人以内とし、総括管理者が出席することが望ましい。

(6) その他

提案説明の際、プロジェクターの使用は可能。スクリーンは本市で用意する。パソコン、プロジェクター等は各参加者で準備すること。

(7) 審査基準

① 審査項目・配点

項 目		配 点
業務実施体制 (20点)	①会社概要、業務実績、業務遂行能力	5点
	②業務を行う者の資格、経歴及び実績並びに業務実施能力	5点
	③プレゼンテーションにおける取組姿勢、コミュニケーション能力	10点
企画提案内容 (80点)	①総合的な支援体制・支援内容	15点
	②安全管理体制	15点
	③添乗業務、移動手段など	10点
	④事前説明会・事前研修会など	10点
	⑤派遣研修期間中の研修内容など	10点
	⑥事後研修会など	10点
	⑦仕様書に示された業務内容に対する代替案、独自提案など	5点
	⑧見積金額	5点
合 計		100点

②審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れ ている	優 れ て い る	普 通	やや劣る	劣 る
15点	15	12	9	6	3
10点	10	8	6	4	2
5点	5	4	3	2	1

(8) 審査結果の通知

審査結果は、各参加者に対して文書で通知する。

*通知予定日：平成30年12月4日（火）

10 契約の締結

(1) 9により選定された優先交渉権者と契約締結の交渉を行う。

(2) 本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

*この場合において、契約交渉が不調となった場合は、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

11 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において、9により選定された優先交渉権者が無効となった場合は、審査結果による得点順位を順次繰り上げる。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 同一の者が2つ以上の提出書類を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 2の(4)の委託料上限額を超えた場合。
- (6) 応募資格の要件を満たさなくなった場合
- (7) その他委員会が不適切と認めた場合

12 質問等の受付及び回答

本業務の概要や要領、基本仕様書の内容等について、質問等がある場合は、以下のおり質問書を提出し、本市から回答する。

- (1) 提出書類：質問書【様式4】
- (2) 提出期限：平成30年10月30日（火）午後5時15分【必着】
- (3) 提出方法：電子メールによる

※質問を受け付けたらその旨を電子メールで返信しますので、返信がない場合は電話等で確認してください。

(4) 提出先：上記3の定めるところまで

(5) 回答方法：電子メールアドレス宛での返信メールによる

(6) 回答期限：平成30年11月6日（火）

※質問等の内容について電話で確認することがある。

※必要に応じ、質問等の内容を本市ホームページで公開することがある。

13 その他

(1) 提出書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務のプロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出された書類等は、審査に必要な範囲において、無償で複製することができるものとし、応募者に返却しない。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。

(4) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。

(5) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

(6) 参加申請後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届（様式任意）を必ず提出すること。

(7) 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。

(8) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

平成31年度飛び立て！中学生海外派遣業務に係る仕様書

【全体事業概要】

1 目 的

綾部市の教育の特色の一つである国際理解教育の一環として、広い視野と国際感覚を持ち、国際社会に生きる力を養うことを目的に実施する。

2 主 催

綾部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）

3 派遣概要

(1) 期間

平成31年8月7日（水）～8月16日（金） 10日間

(2) 派遣研修先

オーストラリア連邦

(3) 研修内容

- ①現地校での英語による授業や体験活動
- ②現地校生徒（スクールバディ）との交流
- ③ホームステイによる現地での生活体験

(4) 研修生徒および市随行者

平成31年度に綾部市立中学校に在籍している2年生、3年生 計15名

綾部市役所職員 1名

受託者添乗員 2名（男性、女性各1名とする）

4 事前説明会、事前・事後研修会について

(1) 事前説明会

研修生徒、保護者に派遣先の情報や海外渡航準備、質疑応答等の説明会を行う。

(2) 事前研修会

研修生徒に対し、渡航までに3回の事前研修会（研修生としての心構え、現地プレゼンテーションの研修、海外渡航準備、保険など）と1回の英会話研修会1日（外国人講師による日常会話やコミュニケーション練習）を行う。

(3) 事後研修会

研修生徒は帰国後、オーストラリアでの体験について、研修発表会を行う。

5 応募資格

- (1) 平成31年度に綾部市立中学校に在籍している生徒であること。
- (2) 本人が積極的に海外研修を希望し、保護者の同意が得られること。
- (3) 積極的に研修先の人々と交流しようとする意思を持ち、規律ある行動ができること。
- (4) 海外での諸活動に耐えられる健康状態であること。
- (5) 事前・事後研修会に必ず参加できること。
- (6) 綾部市の代表として参加し、帰国後、現地での体験を学校や地域において、積極的に生かす意欲のあること。

【委託業務内容】

1 業務名

平成31年度飛び立て！中学生海外派遣業務

2 業務期間

契約締結日の翌日から平成31年9月30日（月）まで

3 業務内容

主な業務内容は次のとおりとする。ただし、必要と認められる事項については、教育委員会と協議するものとする。

(1) 行程、研修内容の企画・手配

現地校における実技教科や語学研修を行うため、オーストラリアの教育機関、現地校等と研修及びホームステイの実施に必要な契約、手続き等を行うこと。ホームステイ家庭については、出発日の2週間前を目途に確定させること。なお、ホームステイ先は、派遣生1人1家庭とし、他の日本人留学生がいないこと。

また、市随行者の現地での宿泊先を確保し、宿泊先と現地校等との移動手段を確保すること。

移動手段については緊急時を考慮し、レンタカーもしくは同等手段を手配すること
随行者の宿泊先ホテルの選定にあたっては、治安に考慮し、可能な限り現地学校などに近い距離に位置する宿泊施設とすること。宿泊先は、朝食付きとし、ホテル内にインターネット（フリーWiFi）が利用できる環境を有すること。

その他、教育委員会との連絡調整や業務を実施するために必要な諸手続業務全般を行うこと。

(2) 派遣期間10日間における渡航や研修地での添乗業務（綾部市役所発～綾部市役所着まで）

添乗員は、渡航、帰国及び現地での研修生徒の引率、世話、調整等を行うとともに、緊急の場合には適切に対応すること。添乗員は、教育旅行に添乗経験のある者が望ましい。

(3) 出発から帰国までの行程において必要となる軽食等費用

(4) 研修生徒とその保護者への事前説明会

平成31年4月中に研修生徒及び保護者を対象とした事前説明会を実施すること。なお、説明会の会場は教育委員会が用意する。

(5) 研修生徒に対する事前研修会

平成31年4月から7月の間に、研修生徒に対し、事前研修会を4回行うこと。この内、1回は、外国人講師による英会話研修を行うこと。なお、研修会の会場は教育委員会が用意する。

(6) 研修生に対する事後研修会

研修生徒が、平成31年9月上旬に体験発表会を行うための事後研修会を3回程度行うこと。なお、研修会の会場は教育委員会が用意する。

(7) 旅行手続代行業務

① 渡航先についてはオーストラリア連邦内の派遣可能都市とする。

ア 出国：平成31年8月7日（水）

イ 帰国：平成31年8月16日（金）

ウ 全行程、往復エコノミークラスで手配すること。なお、格安航空会社は除くこと。

エ 研修生徒15名、市随行者1名、添乗員2名 計18名が同一便となるよう航空券を手配

すること。また、座席については、18名が1か所となるよう確保すること。1か所とすることが困難な場合は、少なくとも3グループ以内となるよう確保すること。

- ② 教育委員会側の事由又は研修生徒の都合により、旅行を取りやめる場合のキャンセル料規程及び自然災害や不測の事態等により予約便の出航がキャンセルとなった場合の対応策について、提示すること。
- ③ 研修生徒15名と市随行者1名の渡航に係る ETAS 代行申請を行うこと。(ETAS 申請料は委託費用に含む。)
- ④ 燃油サーチャージ、空港施設使用料、航空保険料、訪問国空港税等を含めること。

(8) 海外旅行保険の手配

(9) オーガナイザー保険及び派遣生徒・随行者の保険手配

(10) 携帯電話及びルーターの手配

出発から帰国までの間、日本との国際通話及びオーストラリア国内での通話が可能でデータローミングが出来る機種携帯電話を随行者1人につき1台手配すること。携帯電話番号は、事前に連絡すること。また随行者が持参する PC 機器等の通信用に使用する WiFi ルーターを1人につき1台手配すること。携帯電話及びルーターの通話料金は受託者の負担金とする。

【その他留意事項】

- 1 受託者選定後、教育委員会と協議の上、業務の詳細について定めた仕様書を別途作成し、契約締結を行うものとする。
- 2 支払い条件
本業務委託にかかる費用について、海外派遣事業の遂行に当たり事前に支払いが必要な費用（保険料）については概算払いとし、残額については、委託業務完了後、適正な請求書を受領してから30日以内一括して綾部市から支払う。
- 3 業務等の実施にあたり、国内及び国外における旅行業法その他関連する各種法令等を遵守し業務の円滑な遂行を図ること。
- 4 業務等の実施にあたって、教育委員会と常に綿密な連絡をとること。また、緊急連絡体系図を作成し、教育委員会に提出すること。
- 5 業務等の実施にあたり、その方針及び条件に疑義が生じた場合には、教育委員会と協議し明確にするとともに、教育委員会の指示に従わなければならない。
- 6 業務の遂行上知り得た情報を他人に漏らしてはならない。なお、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守ること。
- 7 担当者の変更については、速やかに教育委員会にその旨を報告し、承諾を得なければならない。ま

た、後任への引継ぎは、以後の業務に支障のないように慎重に行わなければならない。

- 8 業務の実施において、何らかの問題が生じた場合には、教育委員会に速やかに連絡し指示を仰ぐとともに、その対処に努めなければならない。なお、その責が受注者にある場合、費用、経費については受注者の負担とする。
- 9 業務の実施において、為替の変動等により費用が大幅に変更された場合、その他著しい変更が生じた場合は速やかに教育委員会に報告し、指示に従うものとする。それに伴い生じる委託料の変更は、教育委員会と協議により決定するものとする。

綾部市公告第130号

公有財産を売り払うための一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成30年10月26日

綾部市長 山崎善也

記

1 入札に付する物件及び予定価格

物件 番号	所在地	地目	登記面積	実測面積	用途地域	予定価格
1	綾部市並松町上番取 8番地1	宅地	1083.42 m ²	1083.42 m ²	第1種住居地域	17,659,746 円

2 入札参加者の資格等

別紙の市有地売却実施要領（公告第130号）に定めるとおり。

市 有 地 売 却
実 施 要 領
(一 般 競 争 入 札)

(公告第130号)

綾 部 市

目 次

- 1 一般競争入札実施要領
- 2 契約書（案）
- 3 物件調書

一般競争入札実施要領

「一般競争入札」は、広く入札参加者を募り、綾部市が定める予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を売買契約の相手方とするものです。

入札参加を希望される方は、次の各事項をご確認の上、お申込みください。

1 入札物件

物件 番号	所在地	地目	地積	用途地域	(予定価格)
1	綾部市並松町上番取 8番地1	宅地	1083.42 m ²	第1種住居地域	17,659,746円

2 入札参加者の資格等

(1) 以下のいずれかに該当する方は、一般競争入札に参加することができません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者

- ・成年被後見人
- ・未成年、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがされている者
- ・綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者
- ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条の規定による処分を受けている団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- ・破産者で復権を得ない者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に該当する者

次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後三年を経過しない者

- (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくして契約を履行しなかつた者
- (カ) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 綾部市が定めるこの一般競争入札実施要領を承諾せず、順守できない者

エ 納付すべき市町村税等の滞納がある者

3 入札参加の申込み

- (1) 申込期間 平成30年10月29日(月)から平成30年11月12日(月)まで
午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで(土・日・祝日等の閉庁日を除く。)
- (2) 申込場所 〒623-0005
綾部市里町小南4番地
上下水道部上水道課管理担当
電話番号 0773-42-1815(直通)

4 申込方法等

(1) 申込方法

市有地売却一般競争入札参加申込書(様式1)に必要事項を記載し、記名・押印(実印)の上、必要書類を添えて申込期間内に、正本及び副本(コピー可)各1部を提出してください。郵送による申込みは受け付けませんので、ご注意ください。

(2) 必要書類

- ア 入札参加者の住所地又は法人の所在地における市町村税納税証明書
 - イ 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)
 - ウ 住民票(法人の場合は商業法人登記事項全部証明書)
 - エ 誓約書(様式2)
- ※ 各種証明書は受付時において1か月以内に発行されたもの。
※ 提出いただいた書類は、お返しできません。

(3) 申込受付時に、一般競争入札参加申込書の副本(コピー)をお渡ししますので、入札当日必ず持参してください。

(4) 申込みに当たっての留意事項

売買契約は、入札参加申込者(落札者本人)と行います。所有権移転登記は、契約の相手方の名義で行い、中間省略登記には応じません。

共有名義での登記を希望される場合、共有者全員の氏名を入札参加申込書に記載し、全員分の必要書類を添えて、提出してください。

5 現地説明会

現地説明会は開きませんので、入札前に必ず各自で希望する物件を確認してください。

物件調書は参考資料としてご利用ください。(物件調書が現況と相違している場合は、現況が優先します。)

6 入札

(1) 日時 平成30年11月16日(金)
 物件番号1 午前10時00分から

(2) 場所 綾部市里町小南4番地
 綾部市上下水道部上水道課

※ 入札には、基本的に入札参加申込者本人が直接参加し、入札してください。ただし、申請者本人が入札に参加できない場合は、委任状の提出により受任者による入札参加を認めるものとします。

※ 入札開始時刻に遅れた場合は、入札に参加できません。

※ 入札参加者が一人の場合であっても、入札に参加できる機会(入札公告)を提供していることから、入札を行います。

(3) 入札保証金

ア 入札参加申込者は、入札保証金として、入札金額の100分の5以上の額(円未満切り上げ)の現金を入札当日持参してください。(入札の参加要件となりますので、納付いただきます。)

イ 入札保証金は、落札しなかった者へ入札当日に返還します。落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することとします。

ウ 契約予定日までに落札者が売買契約を締結しないときは、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、違約金として、綾部市に帰属することになり返還いたしません。

(4) 入札時に持参いただくもの

ア 受付時にお渡しした入札参加申込書の副本

イ 入札書(様式3)、封筒、印鑑(実印)、入札保証金

ウ 代理人が入札するときは委任状(様式4)

(5) 入札の方法

ア 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名・押印(実印)の上、入札箱に投入してください。なお、入札当日出席しなかった者又は入札時間に遅刻した者は、棄権したものとみなします。

イ 入札は、代理人に行わせることができます。代理人は所定の入札書に必要な事項を記載し、記名・押印(委任状に押印されている代理人の印)及び封筒に封入割印の上、入札箱に投入してください。

ウ 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(ア) 入札に参加する資格のない者

(イ) 同一人にして同じ入札に2以上の入札(他人の代理としての入札を含む。)をした者

(ウ) 入札に関し連合等の不正行為をした者

- (エ) 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者
- (オ) 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者
- (カ) その他入札条件に違反した者
- (キ) 代理人の入札において、委任状を提出しない者
- (ク) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反した者

(7) 落札者の決定

- ア 落札者は、本市が定めた予定価格（最低売却価格）以上で、最高価格をもって入札した者とします。
- イ 落札者となるべき同価の入札をした者がいるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

(8) その他

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別な事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。

7 契約

(1) 契約の締結

落札者との売買契約は、落札者が決定通知を受けた日から5日以内（土日、祝日等の閉庁日は算入しません。）に行います。契約書は、市の書式（別途指定）によることとし、契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。

(2) 契約保証金

- ア 売買契約締結と同時に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を契約保証金として納付してください。（入札保証金を契約保証金の一部に充当することとしているため、その差額を納付してください。）
- イ 契約保証金は、売買代金に充当します。
- ウ 落札者が契約を履行しない場合、契約保証金は綾部市に帰属することになり返還いたしません。

8 契約上の条件

入札物件について、契約書において次の条件が付されますので、ご注意ください。

(1) 用途制限

- ア 落札者は、売買物件を、綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。
- イ 落札者は、売買物件を、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法

律第147号)第5条に規定する観察処分^の決定を受けた団体の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。

ウ 落札者は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、上記の用途の制限に定める義務を書面によって承継させなければならず、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

エ 落札者は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

(2) 実地調査

上記(1)の履行状況を確認するため、綾部市は必要があると認めるときは実地の調査をし、又は必要な報告を求めることができるものとし、落札者は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(3) 違約金

上記(1)(2)の条件に違反した場合、落札者は売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として綾部市に支払わなくてはならない。この違約金は、違約罰と解釈し、損害賠償額の予定と解釈しないものとする。

9 売買代金の支払方法

売買契約締結後、30日以内に売買代金と契約保証金との差額を市が発行する納入通知書により支払うものとします。

10 注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産に係る危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など綾部市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできません。

(2) 落札者は、契約締結後に財産に面積の不足その他隠れた^{かし}瑕疵を発見しても売買代金の減免若しくは損害賠償の請求または契約の解除をすることができません。

(3) 落札者が売買代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。この際、売買物件は現状のまま引渡します。

(4) 綾部市は、売買代金の残金を納付した落札者の請求により、権利移転の登記を関係機関に嘱託します。

(5) 契約書に貼付する収入印紙、登記に要する登録免許税は落札者の負担となります。また、物件の取得に伴い、必要となる不動産取得税(府税)が課税されますのでご注意ください。

(6) 原則として、物件にかかわる調査、土壌調査などは行っておりません。また、開発などに当たっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び条例などの法令により、規制がある場合がありますので、事前に関係機関にご確認ください。

(7) 綾部市は、建物・工作物の補修、撤去、立木の伐採、草刈などの負担及び調整は行いません。また、越境物の処理については、綾部市は関与しませんので、当事者で話し合ってください。（契約後に判明した場合も同様です。）

11 問い合わせ先

〒623-0005

綾部市里町小南4番地

綾部市上下水道部上水道課管理担当

電話番号 0773-42-1815（直通）

(様式1)

市有地売却一般競争入札参加申込書

平成 年 月 日

綾部市長 様

私は、市有地の売払いに係る一般競争入札の参加資格条件及び内容等を承諾の上、入札参加申込みをします。

申 込 者 住 所

ふりがな

氏 名

印

(法人の場合は、法人名・代表者名を記入してください。)

(印鑑登録印〔実印〕を使用してください。)

電 話 番 号

1 入札参加物件

物件番号	所 在 地

2 購入後の利用計画

物件番号	利 用 計 画

3 添付書類

- (1) 市町村税納税証明書
- (2) 印鑑登録証明書 (法人の場合は印鑑証明書)
- (3) 住民票 (法人の場合は商業法人登記事項全部証明書)
- (4) 誓約書 (様式2)

受付印

--

(様式2)

誓 約 書

年 月 日

綾部市長 様

住所

氏名

Ⓜ

(法人の場合、法人名・代表者名を記入してください。)

(印鑑登録印〔実印〕を使用してください。)

私は綾部市が実施する公有財産売却に係る入札参加に当たっては、以下の事項に相違ない旨確約の上、市有地売却実施要領及び貴庁における入札、契約などに係る諸規程を厳守し、公正な入札をいたします。

もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴庁の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 1 私は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 過去3年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当したことはありません。
- 3 綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第3号及び第4号の規定に該当する者ではありません。
- 4 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員ではありません。
- 5 市有地を購入したときは、これを上記3から4のいずれかに該当する者に譲渡又は貸与することはありません。
- 6 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と綾部市に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 7 私は、貴庁の公有財産売却に係る「市有地売却実施要領」、「入札公告」、「物件調書」、「売買契約書（案）」の各条項を熟覧し、これらについてすべて承知の上、参加しますので、後日これらの事柄について貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

(様式3)

入 札 書

一般競争入札実施要領を承諾の上、入札いたします。

1 物件の表示

物件番号	所在地

2 入札金額

金 額		千	百	十	万	千	百	十	円

※金額の先頭に「¥」を付してください。

※金額はアラビア数字を使用してください。

※入札者は印鑑登録印（実印）を使用してください。ただし、受任者が入札される場合は、委任状と同一の印鑑（受任者印）を使用してください。

平成 年 月 日

綾 部 市 長 様

住 所

ふりがな

氏 名

Ⓜ

(法人の場合、法人名・代表者名を記入してください。)

(印鑑登録印〔実印〕を使用してください。)

(様式4)

委 任 状

綾 部 市 長 様

私は_____ ㊟ をもって代理人と定め、下記物件の入札に関する一切の権限を委任します。

記

物件番号	所 在 地

委任期間 平成 年 月 日 から
 平成 年 月 日 まで

おって本委任状は、当事者双方の連署がなければ、委任の解除は効力なきものとします。

平成 年 月 日

委 任 者 住 所

ふりがな

氏 名

㊟

(法人の場合、法人名・代表者名を記入してください。)

(印鑑登録印〔実印〕を使用してください。)

受 任 者 住 所

ふりがな

氏 名

㊟

綾部市公告第131号

綾部市下水道排水設備指定業者規則第13条第1項第4号に基づく指定業者を次により公表します。

平成30年11月1日

綾部市長 山崎 善也

1 異動により指定内容の一部を変更する業者

事業所名	代表者氏名	所在地	変更日
ヒグチ電気	樋口 一男	綾部市下原町野毛106番地の1	平成30年10月30日

綾部市下水道排水設備指定業者新規指定申請等

異動届の内容

	指定番号	事業所名	代表者氏名	所在地
変更後	166	ヒグチ電気	樋口 一男	綾部市下原町野毛106番地の1
変更前	166	ヒグチ電気	樋口 一男	綾部市本町4丁目9番地の2

綾部市教育委員会告示第11号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、平成30年第10回（10月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

平成30年10月26日

綾部市教育委員会

教育長 足立 雅和

- 1 日 時 平成30年10月29日（月）午後1時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 報告事項
 - ・市内一斉声かけの日について
 - ・新成人へのメッセージの依頼について
- 4 事務連絡
 - ・各課からの連絡事項

綾部市選挙管理委員会告示第74号

訂正告示

平成30年8月19日付け綾部市選挙管理委員会告示第61号の一部を次のとおり訂正する。

平成30年10月16日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉照子

1 綾部市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

2 訂正内容

上林いきいきセンターにおける期日前投票管理者及び同職務代理者

訂正前

期日前投票日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
8月23日 (月)	西田愛子	綾部市梅迫町中町 38番地	上原達也	綾部市延町船田 5番地の2
8月24日 (火)	高野俊道	綾部市七百石町 湯ノ戸6番地	志賀久男	綾部市上延町下雑面 84番地の1
8月25日 (水)	西田愛子	綾部市位田町 市場59番地	古和田いづみ	綾部市睦寄町 小野田8番地

訂正後

期日前投票日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
8月23日 (木)	西田愛子	綾部市老富町 小谷3番4番合地	上原達也	綾部市延町船田 5番地の2
8月24日 (金)	高野俊道	綾部市梅迫町中町 38番地	志賀久男	綾部市上延町下雑面 84番地の1
8月25日 (土)	西田愛子	綾部市老富町 小谷3番4番合地	古和田いづみ	綾部市睦寄町 小野田8番地